

第 2 6 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和元年 9 月 1 7 日 開 会

令和元年 9 月 1 7 日 閉 会

米沢市農業委員会

令和元年9月17日(火)午前9時30分 米沢市農業委員会第26回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
5番 樋渡由美 委員	13番 我彦正福 委員	
6番 二宮啓一 委員	14番 高橋祐弘 委員	
7番 高橋信夫 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

10番 古畑功一 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀 也
農地 主 査	相田 悦 志
主 査	永 峯 明 美
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|-------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 事業計画変更申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 ただいまから第26回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、7番高橋信夫委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

9月に入り、稲刈りも始まってきたところであります。私も田植えは遅かったわけですが、モチ米を10アールほど、きのう、おととい刈りました。作柄は平年ぐらいいもみかさはあったようです。これから忙しくなるわけがありますので、体調管理、けが等に十分気をつけながら、秋作業に励んでいただきたいと思っております。

きのうあたりから、サウジアラビアの製油所が攻撃されたというようなことで、原油が20%、17%から19%ぐらい原油価格が上がったというようなことを、きょうの朝、ニュースで読みました。いつものとおり我々が乾燥器を使う、灯油を使う時期になると灯油が上がるというふうに、ことしはそのままいくのかなと思ったら、そういった事態が起きたというようなことで、灯油は早目に買ったほうがいいんじゃないかなと、こう思います。

あと、きょうは定例総会ですが、終了後、皆さんから意見を出していただいた、さまざまな意見、要望等を市長さん、そして議長さんへ提出するというごことですので、定例総会、スムーズな協議運営にご協力いただければと、こう思います。

きょうは大変お忙しいところありがとうございました。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、伊藤会長、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、10番古畑委員。古畑委員におかれましては、米倉庫の蔵開きというようなことだそうです。きょうの出席者は19名中18名でありますので、農業委員会の総会は成立いたします。

今回の議事録署名委員には、19番 田代昇一委員、2番 小関善隆委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

ないようですので、議事を進めさせていただきます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号17号から18号の2件で、地目 田1筆 524.00㎡、畑2筆 412.00㎡、合計3筆 936.00㎡となります。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成5年頃です。申請理由は、平成5年頃より土砂置場、機械、コンテナ置場等の雑種地として使用しているためです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は昭和52年11月頃です。申請理由は、昭和52年11月頃から道路として現在も使用しているためです。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和元年8月19日に行われた第25回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第5条第

1項の案件について、受理番号第26号については一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会にかかわるものですので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降の日付での許可となります。また、同案件は米沢農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外の手続もあわせて行っているため、除外決定公告日以降の日付での許可となります。よって、答申書が令和元年8月21日付であること、また、農用地区域からの除外決定公告が令和元年8月28日付であることから、下記の日付での許可といたしました。受理番号26号 事業者 ○○○○の1件、許可日 令和元年8月28日。

以上、よろしく申し上げます。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

よろしいですか。（「はい」の声あり）ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、受理番号44号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査
議長
永峯主査

（挙手）

永峯主査。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号44号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は畑のみ2筆 674.00㎡です。

受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長
7番
議長
7番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

（高橋信夫委員 挙手）

7番 高橋委員。

7番 高橋です。

44号について、調査結果を報告いたします。

農地を売買する案件であります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。8月31日の午前中に譲受人の○○さんにお会いして、お話を伺ってまいりました。申請地は△△△△地内に位置しております。この

申請地の隣接地で〇〇さんがソバを作付しておりまして、この申請地も買い受けることにより、ソバを作付するということです。付近の自作地とともに効率的に利用されることが見込まれます。また、耕作面積も下限面積を超えており、問題ありません。このことで近隣農地の農作業の効率化等に支障もなく、問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号44号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号44号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第2号 事業計画変更申請について、を議題といたします。それでは、受理番号2番を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画の変更申請がありましたので農業委員会に付議いたします。

受理番号2番、本件は平成30年10月15日、農地法第5条の許可を得ており、当初計画者 住所 〇〇〇〇、氏名 △△△△ 代表取締役 △△△△、職業 〇〇〇〇。土地の表示、事業計画理由等については議案書記載のとおりです。なお、事業計画変更の理由については分譲地の区画割等の変更であり、転用事業者及び土地の表示、転用面積表示に変更はございません。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、受理番号27号から28号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長
瀧口主査

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号27号から28号の計2件で、地目 田1筆 366.00㎡、畑7筆 301.00㎡、合計3筆 667.00㎡となります。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟12世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
9 番
議 長
9 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。
(上村貞義委員 挙手)

9番 上村委員。

9番 上村です。

27号を報告いたします。

議案書と添付の地図をごらんください。渡人が○○さん、受人が△△さんによる農地転用の許可申請です。○○さん所有の農地をアパート、駐車場、あとは雪捨て場等にしたいというような計画です。場所を申し上げますと△△、大雑把に言いますと○○○○の裏側、△△沿いになるかと思ひます。△△に幾つか橋があるんですが、○○というような橋のたもとといひますか、近くになります。現地を調査しましたところ、周辺、農地というよりも住宅地というような環境でありまして、ここを転用することにより周辺では何ら影響はないと思ひれます。事前着工等ありませんので、申請人の代理人である△△行政書士さんに電話で確認をとりましたところ間違いはないということなので、許可相当と判断しましたのでご報告いたします。

よろしくお願ひします。

議 長
7 番
議 長
7 番

ご苦労さまでした。

28号。

(高橋信夫委員 挙手)

7番 高橋委員。

28号についてご説明申し上げます。

売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。渡人、受人、地番、地目、面積等は議案書記載のとおりであり、また、3種農地、都市計画法の用途地域に入っております。9月1日午前中に申請人の○○○○さんに

お会いして、お話を伺ってまいりました。申請地は△△△△地内になります。13号線を走って〇〇〇〇の、△△△△を挟んで西側に位置しております。申請地の北側と南側に農地がありますが、全て〇〇〇〇さんの所有であり、また事前着工等もありませんでした。許可相当と思われます。よろしくお願ひします。

議長 それでは、ただいまの受理番号27号から28号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号27号から28号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から10号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から10号までの計10件です。内訳は、全て農協仲介による再設定10件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ36筆、67,439.80㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 〇〇〇〇 外1名、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号から10号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

　　以上で、本日の提出議題についての審議は終了しましたが、その他、皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないようですので、以上で本日の第26回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。

閉 会 　　午前9時50分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年9月17日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

小関 善隆

議事録署名委員

田代 昇一